

乳がん検診のためのチェックリスト【検診機関用】

1 撮影の精度管理

- (1) 乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準注1)を満たしているか
- (2) 乳房エックス線撮影における線量および写真の画質について、第三者による外部評価をうけているか
- (3) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関するマンモグラフィ精度管理中央委員会(精中委)による研修注2)の修了を原則としているか

2. 読影の精度管理

- (1) 読影に従事する医師はマンモグラフィの読影に関する精中委の研修注2)を修了し、認定取得を目標としているか
- (2) 読影は二重読影であるか(うち1人は精中委の評価試験の結果がAまたはBである注2)

注1) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準(1~9)

- 1. インバータ式エックス線高電圧装置を備えること。
- 2. 自動露出制御(AEC)を備えること。
- 3. 移動グリッドを備えること。
- 4. 管電圧の精度・再現性
 - (a) 表示精度: ±5%以内(24-32kV)
 - (b) 再現性: 変動係数0.02以下
- 5. 光照射野とエックス線照射野のずれ。
 - 左右・前後のずれ: SIDの2%
- 6. 焦点サイズ
 - 公称0.3mmのとき、0.45mm × 0.65mm以内
- 7. 圧迫板透過後の線質(半価層、HVL)
 - モリブデン(Mo)ターゲット/モリブデン(Mo)フィルタのとき
 - (測定管電圧/100) + 0.03 ≤ HVL(mmAl) < (測定管電圧/100) + 0.12
- 8. 乳房圧迫の表示
 - (a) 厚さの表示精度: ±5mm以内
 - (b) 圧迫圧の表示精度: ±20N以内
- 9. AECの精度
 - (a) 基準温度: 1.5 管理幅: ±0.15以内
 - (ファントム厚20、40、60mmおよびこれらの厚さに対して100mAs以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲とする)
 - (b) 再現性: 変動係数0.05以下

注2) マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会基本講習プログラムに準じた講習会とは、検診関連6学会(日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会)から構成されるマンモグラフィ検診精度管理中央委員会の教育・研修委員会の行う講習会等をいう。
なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班および日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

乳がん検診のための点検表(検診実施機関用)

1 撮影の精度管理

- (1) 乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準注)を満たしているか
- (2) 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、第三者による外部評価をうけているか
- (3) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修を修了しているか

2 読影の精度管理

- (1) 読影に従事する医師は、マンモグラフィの読影に関する適切な研修を修了しているか
- (2) 読影は二重読影であるか(うち1人は十分な経験を有すること)

注) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準

- 1. インバータ式エックス線高電圧装置を備えること。
- 2. 自動露出制御(AEC)を備えること。
- 3. 移動グリッドを備えること。
- 4. 電圧の精度・再現性
 - (a) 表示精度: ±5%以内(24-32kV)
 - (b) 再現性: 変動係数0.02以下
- 5. 光照射野とエックス線照射野のずれ。
 - 左右・前後のずれ: SIDの2%
- 6. 焦点サイズ
 - 公称0.3mmのとき、0.45mm × 0.65mm以内
- 7. 圧迫板透過後の線質(半価層、HVL)
 - モリブデン(Mo)ターゲット/モリブデン(Mo)フィルタのとき
 - (測定管電圧/100) + 0.03 ≤ HVL(mmAl) < (測定管電圧/100) + 0.12
- 8. 乳房圧迫の表示
 - (a) 厚さの表示精度: ±5mm以内
 - (b) 圧迫圧の表示精度: ±20N以内
- 9. AECの精度
 - (a) 基準温度: 1.5 管理幅: ±0.15以内
 - (ファントム厚20、40、60mmおよびこれらの厚さに対して100mAs以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲とする)
 - (b) 再現性: 変動係数0.05以下

乳がん検診チェックリスト改訂案 (赤字: 2/5後の変更)

乳がん検診のためのチェックリスト【市町村用】

1. 検診対象者
 - (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
 - (2) 対象者に均等に受診勧奨を行なっているか
2. 受診者の情報管理注1)
 - (1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか
 - (2) 受診者数を年齢階級別に集計しているか
 - (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
 - (3-a) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
 - (3-b) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
 - (3-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか
3. 要精検率の把握注1)
 - (1) 要精検率を把握しているか
 - (2) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
 - (3) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
 - (4) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
4. 精検受診の有無の把握と受診勧奨注1)
 - (1) 精検受診率を把握しているか
 - (1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
 - (1-b) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
 - (2) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
 - (3) 精検未受診率を把握しているか
 - (4) 精検未受診者に精検の受診勧奨を行っているか
5. 精密検査結果の把握注1)
 - (1) 精密検査結果及び治療の結果報告を精密検査実施機関から受けているか
 - (2) 過去3年間の精密検査結果を記録しているか
 - (3) 精密検査の検査方法を把握しているか
 - (4) がん発見率を把握しているか
 - (4-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
 - (4-b) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
 - (4-c) がん発見率を受診歴別注2)に集計しているか
 - (4-d) がん発見率を検診方法別(マンモグラフィ・視触診)に集計しているか
 - (5) 早期がん割合注3)(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
 - (5-a) 早期がん割合を年齢階級別に集計しているか
 - (5-b) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
 - (5-c) 早期がん割合を受診歴別注2)に集計しているか
 - (5-d) 早期がん割合を検診方法別(マンモグラフィ・視触診)に集計しているか
 - (6) 陽性反応適中度を把握しているか
 - (6-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
 - (6-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
 - (6-c) 陽性反応適中度を受診歴別注2)に集計しているか
 - (6-d) 陽性反応適中度を検診方法別(マンモグラフィ・視触診)に集計しているか
 - (7) がん検診の集計の最終報告を都道府県に行っているか

参考:「がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針」の一部改正(平成18年3月課長通達)がん検診のための点検表(基本は原文提示、赤字削除予定)

乳がん検診のための点検表(市町村用)

- 1 受診者の情報管理
 - (1) 受診者数を年齢階級別に集計しているか
 - (2) 受診者別の受診(記録)台帳又はデータベースを作成しているか
 - (2-a) 受診者に占める前回未受診者の割合を集計しているか
 - (2-b) 受診者を検診実施機関別に集計しているか
 - (2-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか
- 2 要精検率の把握
 - (1) 要精検率を把握しているか
 - (2) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
 - (3) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
- 3 精検受診率の把握
 - (1) 精検受診率を把握しているか
 - (2) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
 - (3) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
- 4 精密検査結果の把握
 - (1) 精密検査結果の報告を精密検査実施機関から受けているか
 - (2) がん発見率を把握しているか
 - (2-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
 - (2-b) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
 - (2-c) がん発見率を受診歴別注1)に集計しているか
 - (2-d) がん発見率を検診方法別(マンモグラフィ・視触診)に集計しているか
 - (3) 早期がん割合注2)を把握しているか
 - (3-a) 早期がん割合を年齢階級別に集計しているか
 - (3-b) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
 - (3-c) 早期がん割合を受診歴別注1)に集計しているか
 - (3-d) 早期がん割合を検診方法別(マンモグラフィ・視触診)に集計しているか
 - (4) 陽性反応適中度を把握しているか
 - (4-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
 - (4-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
 - (4-c) 陽性反応適中度を受診歴別注1)に集計しているか
 - (4-d) 陽性反応適中度を検診方法別(マンモグラフィ・視触診)に集計しているか

5. 検診機関の委託

- (1) 委託検診機関の選定に際し、仕様書を作成・提出させてそれを基に判断しているか。
- (2) 仕様書に必須の精度管理項目を明記させているか注) (注: 別添の「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」参照)

注1) 各項目を検診実施機関に委託して行っている場合を含む

注2) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注3) 臨床病期 I 期までのがんの割合

5 撮影の精度管理(基準を満たしている機関数/検診実施機関数)

- (1) 乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準注3)を満たしているか
- (2) 乳房エックス線撮影における検査及び写真の画質について、第三者による外部評価を受けているか
- (3) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修を修了しているか

6 読影の精度管理(基準を満たしている機関数/検診実施機関数)

- (1) 読影に従事する医師はマンモグラフィの読影に関する適切な研修を修了しているか
- (2) 読影は二重読影であるか(うち1人は十分な経験を有すること)

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 臨床病期I期までのがんの割合

注3) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準

1. インバータ式エックス線高電圧装置を備えること。
2. 自動露出制御(AEC)を備えること。
3. 移動グリッドを備えること。
4. 管電圧の精度・再現性 (a) 表示精度: $\pm 5\%$ 以内(24~32kV)
(a) 表示精度: $\pm 5\%$ 以内(24~32kV)
(b) 再現性: 変動係数0.02以下
5. 照射視野とエックス線照射野のずれ。
左右・前後のずれ: SIDの2%
6. 焦点サイズ
公称0.3mmのとき、0.45mm×0.65mm以内
7. 圧迫版透過後の線質(半価層、HVL)
モリブデン(Mo)ターゲット/モリブデン(Mo)フィルタのとき
(測定管電圧/100) + 0.03 ≤ HVL(mmAl) < (測定管電圧/100) + 0.12
8. 乳房圧迫の表示
(a) 厚さの表示精度: ± 5 mm以内
(b) 圧迫圧の表示精度: ± 20 N以内
9. AECの精度
(a) 基準濃度: 1.5 管理幅: ± 0.15 以内
(ファントム厚20、40、60mmおよびこれらの厚さに対して100mAs以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲とする)
(b) 再現性: 変動係数0.05以下

乳がん検診のためのチェックリスト【都道府県用】

1. 生活習慣病検診管理指導協議会の組織・運営

- (1) 乳がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等乳がん検診に係わる専門家によって構成されているか
- (2) 乳がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか
- (3) 年に1回以上、定期的に乳がん部会を開催しているか
- (4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診従事者講習会を開催しているか

2. 受診者の把握

- (1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか
- (2) 受診者数を把握しているか
 - (2-a) 受診者数(率)を年齢階級別に集計しているか
 - (2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか
 - (2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
 - (2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)

3. 要精検率の把握

- (1) 要精検率を把握しているか
 - (1-a) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
 - (1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか
 - (1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
 - (1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)

4. 精検受診率の把握

- (1) 精検受診率を把握しているか
 - (1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
 - (1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか
 - (1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
 - (1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)
- (2) 精検未把握率を把握しているか 注2)

5. 精密検査結果の把握

- (1) がん発見率を把握しているか
 - (1-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
 - (1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか
 - (1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
 - (1-d) がん発見率を受診歴別注1)に集計しているか
- (2) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
 - (2-a) 非浸潤がんを区別しているか
 - (2-b) 早期がん割合を年齢階級別に集計しているか
 - (2-c) 早期がん割合を市町村別に集計しているか
 - (2-d) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
 - (2-e) 早期がん割合を受診歴別注1)に集計しているか
- (3) 陽性反応適中度を把握しているか
 - (3-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
 - (3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか
 - (3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
 - (3-d) 陽性反応適中度を受診歴別注1)に集計しているか
- (4) 発見乳がんについて追跡調査を実施しているか
 - (4-a) 発見乳がんの追跡所見・病理所見について把握しているか
 - (4-b) 発見乳がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか

6. 偽陰性例(がん)の把握

- (1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の乳がんを把握しているか
- (2) 検診受診後1年未満に発見された乳がん(偽陰性例)を把握しているか
- (3) 検診受診後1年以上経過してから発見された乳がんを把握しているか

7. がん登録への参加(実施地域のみ)

- (1) 地域がん登録を実施しているか
- (2) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか
- (3) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか
- (4) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか

8. 不利益の調査

- (1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか
- (2) 精密検査による偶発症を把握しているか
- (2-a) 治療が必要な中等度以上の出血例を把握しているか
- (2-b) その他の重要な偶発症(穿刺細胞診・組織診による感染、疼痛等)を把握しているか

9. 事業評価に関する検討

- (1) チェックリストに基づく検討を実施しているか
- (1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか
- (1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか
- (2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか
- (2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか
- (2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか
- (2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか
- (3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか
- (4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか

10. 事業評価の結果に基づく指導・助言

- (1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか
- (1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか
- (1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか
- (1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか
- (2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、報告期限までに(次年度5月末)要精検者で検査結果が判明しなかった者の数。未受診と判明した者は含まない。「地域保健・老人保健事業報告の実施について」平成11年3月3日老登第93号、及び「地域保健・老人保健事業報告の一部改正について」平成12年3月28日老登第278号より。

子宮がん検診チェックリスト改訂案（赤字：2/5後の変更）

参考：「がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針」の一部改正（平成18年3月課長通達）がん検診のための点検表（基本は原文提示）

子宮頸がん検診のためのチェックリスト【検診機関用】

子宮がん検診のための点検表（検診実施機関用）

1. 細胞診の精度管理

1 細胞診の精度管理

- (1) 検体が適正でないと判断される場合には再検査を行う。
- (2) 検体が不適正であった場合はその原因等を検討し対策を講じているか
- (3) 検体の顕微鏡検査は二重チェック(複数の者による検査)が行われているか注)
- (4) 日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行っているか
- (5) がん発見例について過去の細胞所見の見直しを行っているか

- (1) 頸管腺細胞又は移行帯細胞が検体に含まれ、十分な数の扁平上皮系細胞が採取されているなど、十分に適切な検体が採取され、検体が不十分であった場合には再検査を行っているか
- (2) 検体の顕微鏡検査は二重チェック(複数の者による検査)が行われているか
- (3) 十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が検査を行っているか
- (4) がん発見例について過去の細胞所見の見直しを行っているか

注) 日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

子宮がん検診チェックリスト改訂案 (赤字:2/5後の変更)

子宮頸がん検診のためのチェックリスト【市町村用】

1. 検診対象者

- (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
- (2) 対象者に均等に受診勧奨を行なっているか

2. 受診者の情報管理注1)

- (1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか
- (2) 受診者数を年齢階級別に集計しているか
- (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
- (3-a) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
- (3-b) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
- (3-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか

3. 要精検率の把握注1)

- (1) 要精検率を把握しているか
- (2) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
- (3) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
- (4) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)

4. 精検受診の有無の把握と受診勧奨注1)

- (1) 精検受診率を把握しているか
- (1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
- (1-b) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
- (2) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
- (3) 精検未受診率を把握しているか
- (4) 精検未受診者に精検の受診勧奨を行っているか

5. 精密検査結果の把握注1)

- (1) 精密検査結果及び治療の結果報告を精密検査実施機関から受けているか注1)
- (2) 過去3年間の精密検査結果を記録しているか
- (3) 精密検査の検査方法を把握しているか
- (4) がん発見率を把握しているか
- (4-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
- (4-b) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
- (4-c) がん発見率を受診歴別注2)に集計しているか
- (5) 上皮内がん割合(発見が人数に対する上皮内がん数)を把握しているか
- (5-a) 上皮内がん割合を年齢階級別に集計しているか
- (5-b) 上皮内がん割合を検診実施機関別に集計しているか
- (5-c) 上皮内がん割合を受診歴別注2)に集計しているか
- (6) 陽性反応適中度を把握しているか
- (6-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
- (6-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
- (6-c) 陽性反応適中度を受診歴別注2)に集計しているか
- (7) がん検診の集計の最終報告を都道府県に行っているか

6. 検診機関の委託

- (1) 委託検診機関の選定に際し、仕様書を作成・提出させてそれを基に判断しているか
- (2) 仕様書に必須の精度管理項目を明記させているか注1) (注:別添の「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」参照)

注1) 各項目を検診実施機関に委託して行っている場合を含む

注2) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

参考:「がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針」の一部改正(平成18年3月課長通達)がん検診のための点検表(基本は原文提示、赤字:削除予定)

子宮がん検診のための点検表(市町村用)

1 受診者の情報管理

- (1) 受診者数を年齢階級別に集計しているか
- (2) 受診者別の受診(記録)台帳又はデータベースを作成しているか
- (2-a) 受診者に占める前回未受診者の割合を集計しているか
- (2-b) 受診者を検診実施機関別に集計しているか
- (2-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか

2 要精検率の把握

- (1) 要精検率を把握しているか
- (2) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
- (3) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
- (4) がん発見率を受診歴別注1)に集計しているか

3 精検受診率の把握

- (1) 精検受診率を把握しているか
- (2) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
- (3) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか

4 精密検査結果の把握

- (1) 精密検査結果の報告を精密検査実施機関から受けているか
- (2) がん発見率を把握しているか
- (2-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
- (2-b) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
- (2-c) がん発見率を受診歴別注1)に集計しているか
- (3) 上皮内がん割合(発見が人数に対する上皮内がん数)を把握しているか
- (3-a) 上皮内がん割合を年齢階級別に集計しているか
- (3-b) 上皮内がん割合を検診実施機関別に集計しているか
- (3-c) 上皮内がん割合を受診歴別注1)に集計しているか
- (4) 陽性反応適中度を把握しているか
- (4-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
- (4-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
- (4-c) 陽性反応適中度を受診歴別注1)に検討しているか

5 細胞診の精度管理(基準を満たしている機関数/検診実施機関)

- (1) 頸管腺細胞又は移行帯細胞が検体に含まれ、十分な数の扁平上皮系細胞が採取されているなど、十分で適切な検体が採取され、検体が不十分であった場合には再検査を行っているか
- (2) 検体の顕微鏡検査は二重チェック(複效の者による検査)が行われているか注3)
- (3) 十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が検査を行っているか
- (4) がん発見例について過去の細胞所見の見直しを行っているか

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注3) 日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

子宮がん検診チェックリスト案 (大腸がん検診点検表の都道府県用を参考
赤字、2/5後の変更)

子宮がん検診のためのチェックリスト【都道府県用】

1. 生活習慣病検診管理指導協議会の組織・運営

- (1) 子宮がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等子宮頸がん検診に係わる専門家によって構成されているか
- (2) 子宮がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか
- (3) 年に1回以上、定期的に子宮がん部会を開催しているか
- (4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診従事者講習会を開催しているか

2. 受診者の把握

- (1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか
- (2) 受診者数を把握しているか
 - (2-a) 受診者数(率)を年齢階級別に集計しているか
 - (2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか
 - (2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
 - (2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)

3. 要精検率の把握

- (1) 要精検率を把握しているか
 - (1-a) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
 - (1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか
 - (1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
 - (1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)

4. 精検受診率の把握

- (1) 精検受診率を把握しているか
 - (1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
 - (1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか
 - (1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
 - (1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)
- (2) 精検未把握率を把握しているか 注2)

5. 精密検査結果の把握

- (1) がん発見率を把握しているか
 - (1-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
 - (1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか
 - (1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
 - (1-d) がん発見率を受診歴別注1)に集計しているか
- (2) 上皮内がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
 - (2-a) 上皮内がん割合を年齢階級別に集計しているか
 - (2-b) 上皮内がん割合を市町村別に集計しているか
 - (2-c) 上皮内がん割合を検診実施機関別に集計しているか
 - (2-d) 上皮内がん割合を受診歴別注1)に集計しているか
- (3) 陽性反応適中度を把握しているか
 - (3-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
 - (3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか
 - (3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
 - (3-d) 陽性反応適中度を受診歴別注1)に集計しているか
- (4) 発見子宮頸がんについて追跡調査を実施しているか
 - (4-a) 発見子宮頸がんの追跡所見・病理所見について把握しているか
 - (4-b) 発見子宮頸がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか

6. 偽陰性例(がん)の把握

- (1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の子宮頸がんを把握しているか
- (2) 検診受診後1年未満に発見され子宮頸がん(偽陰性例)を把握しているか
- (3) 検診受診後1年以上経過してから発見された子宮頸がんを把握しているか

7. がん登録への参加(実施地域のみ)

- (1) 地域がん登録を実施しているか
- (2) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか
- (3) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか
- (4) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか

8. 不利益の調査

- (1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか
- (2) 精密検査による偶発症を把握しているか
- (2-a) 治療が必要な中等度以上の出血例を把握しているか
- (2-b) その他の重要な偶発症(感染症等)を把握しているか

9. 事業評価に関する検討

- (1) チェックリストに基づく検討を実施しているか
- (1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか
- (1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか
- (2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか
- (2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか
- (2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか
- (2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか
- (3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか
- (4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか

10. 事業評価の結果に基づく指導・助言

- (1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか
- (1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか
- (1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか
- (1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか
- (2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別
注2) 未把握は、報告期限までに(次年度5月末)要精検者で検査結果が判明しなかった者の数。未受診と判明した者は含まない。「地域保健・老人保健事業報告の実施について」平成11年3月3日老発第93号、及び「地域保健・老人保健事業報告の一部改正について」平成12年3月28日老発第278号より。